

医療局病院経営本部職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 概要

当該職員は、令和元年12月から令和2年1月までの間、当時同僚であった職員に対して、職場において休憩中に抱きつく等の行為や、勤務時間外に複数回キスを迫るといったハラスメント行為を行っていました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
市民病院	技術職員	40代	停職1箇月

※本処分については、令和5年9月15日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の1名を管理監督者処分としました。

- 課長級1名 病院事業管理者口頭厳重注意

お問合せ先

医療局病院経営本部人事課 Tel 045-671-4811